

京都府介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金に関する Q&A（令和 7 年 4 月 3 日版）

問 1 国実施要綱の補助対象経費に介護助手等の経費が書かれているが、当病院では 2025 年 6 月から特定技能生を受け入れる予定としている。この方は介護助手として雇用契約を結ぶ予定。この募集経費を補助対象として良いか。

（答）

当該外国人介護人材が実態として介護助手であると判断できる場合、その募集経費にも補助額を充当することができますが、募集経費として切り分けられる部分のみ対象とすることができます。（介護職員としてであれば対象外）

問 2 研修費等の経費も対象と書かれているが、すでに雇用している特定技能生 2 名について介護福祉士の外部研修を今年度受講予定としているが、研修費や旅費を補助対象として良いか。

（答）

介護サービスに直接関係のある技能習得の研修は対象となります。

旅費が対象となるかについては、研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できます。

問 3 人材確保のために新たにホームページを業者に依頼して作成する際、その作成経費はこの補助金の対象になるか。上記ホームページの作成を業者に頼まず、事業所で PC を買って作成する場合、その PC の経費は対象になるか。

（答）

新たなホームページを開設するための費用については、業者委託か事業所での作成かに関わらず、ホームページの用途が介護助手等を募集するためだけに限定されることが確認できない限り、介護助手等を募集するための経費として切り分けることができないため、本補助金の補助対象として適切でないです。その上で、ICT 機器の購入費用は補助の対象外であるため、PC 端末等の購入費用は本補助金の補助対象として適当ではないです。

問 4 環境改善経費について、ヘルパー向け実践研修（家事援助）のためにキッチンを改修しようと思っているが、その経費は対象になるか。

（答）

職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、介護助手を募集するための経費と職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費となっています。研修費として切り分けられる場合に当該経費のみを補助対象とすることができるため、研修のために行うキッチン改修費用を「研修費」として計上することは、一般に整理として適当ではないです。

問5 補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのか。例えば、外部講師を招いて研修を実施した場合、講師に支払う「食費（お茶代）」は含まれるか。

また、代表者は同じで別法人の方を講師として呼ぶ場合、謝金は対象となるか。

（答）

研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できます。

また、代表者は同じで別法人の方を講師として呼ぶ場合、謝金は対象となります。

問6 職員の職場環境改善のため、休憩室を充実させる経費は対象になるか。例えばテレビを購入する等。また、研修のための椅子購入費は対象になるか。

（答）

職場環境改善経費については、介護助手等を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することを基本とするが、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組」に関する取組を実施するために要する費用のうち、介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等）に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していないため、ご照会の内容は本補助金の補助対象として適当でないです。

また、研修について、物品の購入は対象経費に含まれません。

問7 シルバー人材センターに来てもらう派遣の費用は介護助手等を募集するための経費にあたるか。

（答）

シルバー人材センターに登録されている方を派遣する経費、現に派遣している経費は、要綱にある介護助手等を募集するための経費には当たりません。

問 8 補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのか。また、従業者が外部に出張して研修を受講する場合の経費は対象となるのか。

(答)

研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できます。

問 9 補助対象経費として「研修費」とあるが、どのような研修が対象となるのか。例えば、定期的に実施することが義務化されている研修も対象となるのか。

(答)

職場環境改善に資するものであれば幅広く対象とすることができますが、基準上取り組むことが義務づけられているもので、かつ、職場環境改善とは趣旨が異なるものについて、本補助金を充てることは、補助金の趣旨とは異なります。

問 10 補助対象経費の使途として「介護助手等の募集経費」とあるが、どのような経費が対象となるのか。

(答)

主な使途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等を想定しています。

問 11 介護助手という定義は。

(答)

専門的な業務（身体介護等）を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主に行っているのか等の実態から、総合的に判断されるべきものです。